



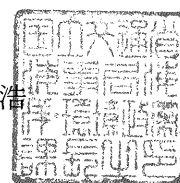
国海環第 64 号

平成 29 年 9 月 6 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵 一浩



「海洋汚染等防止法検査心得」の一部改正について

標記について、「海洋汚染等防止法検査心得」の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



平成 29 年 9 月 6 日  
国 土 交 通 省  
海事局海洋・環境政策課  
検 査 測 度 課

## 船舶水バラスト規制管理条約 関連通達の改正等について

### 1. 背景

船舶からの有害水バラストの排出による生態系破壊等を防止するための「船舶水バラスト規制管理条約」が、平成 29 年 9 月 8 日に発効予定である。我が国は同条約を平成 26 年に締結済みであり、これを担保する国内法令（法律、政令及び省令）が既に整備されており、船舶からの有害水バラストの排出の禁止、有害水バラストの処理設備の設置の義務付け等が規定されている。

今般、それら国内法令の施行にあたり、以下の関連通達の改正等を行う。

### 2. 改正等の概要

#### 「海洋汚染等防止法検査心得」の改正

「有害水バラスト処理設備相当検査等業務要領」（平成 28 年 4 月 7 日付け国海環第 128 号）を取込むとともに、改正政令（平成 29 年政令 225 号）等法令改正の内容、試験等の手続き、有害水バラスト汚染防止措置手引書の参考様式（和訳）などを規定する。

あわせて、ビルジ用濃度監視装置の較正間隔・検査間隔を規定する。

### 3. 施行日

平成 29 年 9 月 8 日